

「兵役拒否・平和主義・エキュメニズム」研究会
「兵役拒否」をめぐる三国の類型化
 —アメリカ・ドイツ・日本の比較を通じて—

佐々木 陽子

1. 本稿のねらい

本稿では、「良心的兵役拒否」(Conscientious Objection、以下略称 CO を使用) および「徴兵忌避」¹⁾ をめぐるアメリカ・西ドイツ²⁾・日本の3国比較を通じて、徴兵や戦争に否を唱える行為をめぐる変容に光を当て、類型化を試みる。類型化がとかく「静観的」であるなどと指摘されるが³⁾、こうした問題点を歴史的視点の組み入れによって回避に努めたい。ミルズ (Mills) の次の指摘は、比較という手法にとっての歴史的視座を組み入れることの有効性を語っている。「われわれが大規模な制度をよく認識できるのは、それが変化するときであり、またわれわれの視野が、関連する歴史空間を包括するほど拡大されたときに、はじめてそのような変化を容易に意識することができる」(Mills 1959=1995: 195-196)。

日本と西ドイツは同じ敗戦国でありながら、戦後の歩みは異なる。西ドイツは、戦前との断絶すなわち非ナチ化を可視化させる一環として、徴兵制のしかれる7年も前の1949年にCOを人権として基本法に明記した。だが、主権の回復と東西冷戦のなかで再軍備の必要に迫られ、1956年に基本法の改正により兵役の義務を規定し、再度徴兵制をしいた。COについては、アメリカのように宗教上の良心を優越させず、世俗的良心をも容認するなど革新性をみせながらも、厳しい審査制度を導入した。その後、学生運動や反戦運動を経て兵役拒否の審査は寛大になり、兵役拒否の申請は大半が受け入れられていく。2011年に徴兵制は廃止されるが、西ドイツは世界で最もCOを人権として寛大に容認していった国とみなされた。他方、戦勝国アメリカは民主主義国家の代表として、その体制および軍隊が戦前から戦後へと連続することが当然視された。COは長年にわたり、絶対平和主義に立つクェーカーなど極めて少数の限定された宗派のみに容認されてきたが、太平洋戦争前の1940年、COの容認の範囲が拡大する。とはいつても、宗教枠は堅持された。従来絶対平和主義の少数の宗派に限定されてきた範囲を、キリスト教に依拠したその他の宗派へとCOの範囲を拡大する。良心の解釈をめぐる質

的転換は、60年代後半および70年代のベトナム反戦期にやってくる。というのは、国家の行う戦争を必ずしも「正義の戦争」と呼べない事態に直面し、ベトナム反戦行為としての徴兵忌避を含む兵役拒否のうねりが無視できなくなったからである。アメリカでは司法の場での闘いを通じて、宗教上の良心を世俗的な良心に優越させる従来の原則が崩壊していく。日本ではCOは数えられるほど少数で、大半が戸籍改竄⁴⁾・逃亡・失踪・身体毀損などによる徴兵忌避であったが、こうした行為は犯罪として処罰され、徴兵から逃れる道が塞がれていく。

だが、兵役拒否も徴兵忌避も「軍隊嫌い」「暴力嫌い」「生命をいとおしむ」といった点で共振している。日本においては、戦後は平和憲法に基づく軍隊の解体によって徴兵制に関わる問題群は蒸発する。こうした国際比較の俎上に日本の事例をのせることが、戦後問われることなく放置された日本の徴兵忌避に関わる問題群を掘り起こす契機になると考える。

本稿では、兵役拒否をめぐっての2つの転換期に着目する。1つは、第二次世界大戦における戦前と戦後の「分岐点」であり、いま1つはベトナム戦争などの反戦運動が高まる1960年代後半から70年代にかけてである。ここでの議論では、以下の2つの陥穽に留意したい。

第1に、日本においては戸籍改竄・逃亡・失踪・身体毀損などといった手段にうったえた徴兵忌避者は存在したが、欧米にみられる絶対平和主義者と自己規定するキリスト教徒などのCOやトルストイの絶対平和主義に基づいた兵役拒否⁵⁾は、圧倒的に少数派であった。異端とされてきた灯台社（エホバの証人）の信者は上官への武器返上など抵抗を貫くが、法廷で発したとされる主宰者である明石順三の「一億対五人の闘い」（稲垣真美 2002:67）との表現は、決して大げさなものとはいえない⁶⁾。笠原芳光は、日本のCOの数について「日露戦争から太平洋戦争にいたる期間に日本でも筆者の知るかぎりで十人あまりがでており」と記している（笠原 2004:25）。そのため日本の形態は西欧の「欠如態」⁷⁾とみなされ、日本の非戦・反戦思想に目が向けられてこなかったという陥穽が存在する。逆に、欧米ではCOの「伝統」にあまりに光が当てられるため、ベトナム戦争時の脱走・逃亡・失踪といった懲役忌避を大量に出しながらCOの影に沈んでしまうきらいがある。カナダをはじめ徴兵逃れのルートが生み出され、若者がアメリカから逃走したニュースが報道された。「米国からカナダへ自由も求める『地下列車』、徴兵忌避ルートを見る：おおっぴろに数千人、同情示すトロント市民」（朝日新聞 1968・3・25）、「法より良心に従う：徴兵忌避、検挙、年三千人越す？」（朝日新聞 1969・9・26）など、こうした記事の

見出しは、いかにアメリカで徴兵忌避を必死な思いで行なう若者がいたかを語っており、徴兵忌避がアメリカにおいても大きなうねりとなっていた。COを支えていた内面の信仰や思想を、徴兵忌避は欠落させていたとはいうものの、笠原の以下の指摘から、拒否者も忌避者も共に「人間」であることの意味を問い続けねばなるまい。

良心的兵役拒否といわれる思想をもって実践をした人々の多くが、厳しい良心や強い信念に支えられて大胆な言説を語り、勇気ある行動をおこなっただけではなかったということである。むしろ、そのような人々もまた恐れ、苦しみ、悲しみ、泣き、迷い、挫折し、転向したりしたという事実である。結果として良心的兵役拒否という行為をしたにはちがいないけれど、かならずしも勇敢な、壮烈なたたかひをしたのではないということである。考えてみれば人間として当然のことだろう。(略)だが良心的兵役拒否者といっても一様ではない。拷問にもめげず初志を貫徹した人、留置されたが罰金刑ですんだ人、途中で転向した人、精神病とみなされて結果的に兵役を免れた人などさまざまである(笠原2004:23,26)。

第2に、「死にたくない」との感情的な動機づけによる徴兵忌避を、「殺すべきではない」との信念や信仰に依拠したCOに対し、劣位に位置づける序列化の陥穽である。ここで言う陥穽とは、絶対平和主義の立場を表明し兵役を代替行為遂行により免除されてきた特定のプロテスタント教徒、すなわちアメリカの建国当初より脈々と続くクエーカーをはじめとするCOを、感情に揺り動かされた世俗の徴兵忌避より上位の「抵抗」として位置づける序列化のことである。この陥穽にはまることによって、これら宗派の「超俗性」「非政治性」ゆえに、「プロテスタントの良心と自由主義国家の調節は比較的容易」であったとみるウォルツァー(Walzer)の慧眼を見逃してしまう危険が生じる。信仰に依拠したCOはあらゆる戦争に対して拒否を貫くことで、その拒否に普遍性が担保されるゆえ、国家にとって脅威となるような「政治的判断」を形成せず、極めて良心に忠実な「特権的集団」とみなされるとウォルツァーは捉える(Walzer1970=1993:162,170)。端的に言えば、これらCOの存在は、その非政治性ゆえに、また絶対的少数派ゆえに、体制にとって脅威とはならず、いわば「体制内抵抗者」であったということであろう。こうした見解に依拠すれば、日本に多く見られた徴兵忌避者の方が、国家にとっては、危険な存在であったかもしれないとの逆転の視角がみえてくる。兵

役をずるけることの極限形態としての失踪や逃亡といった徴兵忌避は、本人の意図にかかわりなく、体制からの逸脱を志向するという意味で、体制側にとっては脅威と映ろう。「死にたくない」との叫びは、いわば人間の原初的感情の表出であり、このむきだしの感情は戦時国家にとって削ぎ落としたい「反国家的エゴ」と捉えられよう。欲望にかられ制御づけられない人間こそが、戦時国家にとっての「内なる敵」である。総力戦を戦うためには、戦争に勝利することをすべてに優先させるメンタリティーの受容が重要である。そのためには「生きていたい」「死にたくない」という人間の本音や実感が戦争を勝利へ導くことの足かせになる。それゆえに、そぎ落とさねばならない「反国家的エゴ」といえよう。

2. 国家と個人の緊張関係を問ひかける徴兵忌避

徴兵忌避を過去の問題として捨象しえないと考えるのは、「国家と個人の間の緊張関係の最たる事例」（加藤陽子1999：134）として、この徴兵忌避問題を捉えるからである。国民の生命を保証することを国家存立の原点とみる国家観からすれば、戦場においては自己の生命をも国家に委ねるという「死への動員」は、国民の生命を保証するはずの国家原理に矛盾し、国家と個人の緊張関係を突きつけてくる。だが、戦局の悪化と共に、「いかに国家のために死ぬる国民を創出するか」が、戦時日本の関心事となり、「玉砕」「散華」「大東亜の人柱」との見出しで「英霊」となった戦死者が紙面を飾っていく。自分にとって最も大切なはずの自己の生命に未練がないことを、少なくとも外見上は表明する圧力が加わる。戦死者を出したら出したで、遺族は「名誉な家族」と称えられ、靖国で「息子が神となったと感激」といった記事が生産されていく。国家が始めた戦争に国民が生命をもさしだすことを当然とする国家側のロジックは、徴兵忌避者の側からすると「私の生命は私のもの」とする感情と相克する。すなわち、徴兵忌避問題には、国家と個人の緊張関係の根源的問ひかけが潜在化している。

この根源的問ひかけは、ウォルツァーによると「国家のために死ぬ」ことの是非をめぐるルソー対ホッブズの哲学論争に通じる。すなわち、ホッブズにとっての国家の目的は個人の生命の維持にあり、死から免れる権利をすべての人間がもち、その権利は譲渡も放棄もできないとして「戦争は政治の失敗」とみる。「ゆえに、死ぬあるいは戦うという政治的義務はありえない」。これに対し、ルソーはよき社会とは「そのために死するに値する社会であり、そこの市民たちは公的な理由のために自らの生命を危険に晒す義務が実際にある」と捉える（Walzer1970=1993：

115-116, 126)。国家のために死ぬ義務と兵役拒否との関連について、マキャベリとルソー（国民皆兵制）対ホブズとスミス（志願制）の対立構図でとらえ、前者では兵役は国民の義務であり拒否は容認されないが、後者では兵役拒否は権利として認められると、伊藤貴雄（2003）は論じている。自己の身体の所有権を国家に譲渡することが兵役の意味だと解することで、両者間の対立構図が成立することが指摘されている。一見、兵役から逃れるだけに見える徴兵忌避だが、自己の生命・身体の私的所有を自然権とみなすか否かなど哲学上の公私をめぐる対立を浮き彫りにする問題を内在化させているなど根源的問いかけを孕んでいる。

また、徴兵制のもとでは「国民である以上兵役はすべての国民が担わねばならない義務」との考えは、配分の正義に即して真つ当な主張に思われる。したがって、兵役拒否はこうした義務から逃れるフリーライダーの指弾を受けることになる。例えば、労働組合が労働者の権利を目的として闘う場合、その闘争の成果として得られた労働者の権利なり利益を、闘った組合員と共に非組合員が等しく享受するならば、非組合員をフリーライダーと名指すことは考えられよう。しかし、究極的には「死への動員」に行きつく兵役義務によって得られる利益とは一体何であろうか。その実態を冷徹に見極める営為なくして兵役拒否をフリーライダーと指弾する事には躊躇を禁じ得ない。「国民を守るのは国家の使命」、これは国家が戦争を始めるにあたっての常套句であり、侵略戦争の正当化は常に国民の愛国心や正義感に訴えての美辞麗句に包まれる。はたして正義の戦争と不正義の戦争の区別は可能なのだろうか。仮に区別が可能だとして、その戦争が実質的な侵略を目的とした不正義の戦争である場合、戦争に加担しないことにむしろ正義が宿ることになる。

戦死者を英霊に忌避者を非国民に、つまり両者を表裏の関係で捉える戦時国家日本のロジックは、「何ゆえにあれほどまでに生命がないがしろにされねばならなかったのか」との問いを前に、どんな応答がなしうのだろうか。この問いを戦時国家日本に向けることは、「兵役は誰もが担いたくはない負の財だからこそ平等分配すべし」との正義論めいた主張が依拠している国家の個人に対する優越の前提そのものを切り崩す契機を孕んでいる。国家が「公」を僭称して国民の生命の過剰な提供を強いた特攻隊の例を考えれば、公に私を埋没させられた彼らの死の不条理が想起される。だが、戦死者を英霊として神格化させることで思考停止すれば、過剰な死を強いた国家の不条理に向けての告発が回避されてしまう。戦死者を想起し徴兵忌避者に向けての義憤をあらわにすることは、国家のために死ぬる国民をつくるという国民化プロジェクトに国家が成功した証しであり、そこでは「何

ゆえにあれほどまでに国民の生命がないがしろにされたのか」との国家への指弾は封印されてしまう。自己の生命を慈しむという人間的感情を原点にした徴兵忌避は、自己の生命までも国家に委託したおぼえはないとの意思表示なのであろう。

3. アメリカ—CO の容認をめぐる 70 年代の断絶

3.1 アメリカの CO の概説とその特性

兵役拒否については、阿部知二（1969）大江志乃夫（1981）のほかに、アメリカを含む世界各国 20～30 カ国以上の徴兵制および CO をめぐる実態を紹介しているものに、笹川紀勝（1979）、松山健二（1992）などがある。寺島俊穂（1992）は、原始キリスト教の時代にさかのぼっての CO の歴史と形成されてきた拒否思想について、アメリカをはじめ欧米のみならず日本をも取り上げている。寺島は、異端視されていたエホバの証人について「第二次世界大戦に際して最も頑強な兵役拒否者」だったとし、日本を例に「組織的な基盤をもつ教会勢力は現実には妥協的であった」とその対比を指摘する（寺島 1992: 22, 29）。ここでは、CO の容認拡大のアメリカの歴史を概観した後、アメリカの CO の特色を提示する。

アメリカの CO の歴史は建国時にさかのぼり、絶対平和主義の立場を表明してきたクエーカーをはじめ極めて少数の宗派に、代人料支払いや代替業務に就くことを条件に兵役免除が「恩恵」として与えられてきた。地方分権へのこだわり、「平時における常備軍は、自由にとり危険なものとして避けなければならない」とバージニア権利章典の一説にあるように、徴兵によらず志願による軍隊を志向する伝統のあるアメリカにおいて、連邦政府主体での徴兵による軍隊の組織化が本格的に行なわれるのは、1917 年の第一次世界大戦参戦時である。だが、この時に出された選抜徴兵法は、代人料支払いによる免除を廃止したものの、歴史的に絶対平和主義を表明してきた従来通りの特定の宗派の信徒にのみ兵役免除を認めている。

第二次世界大戦時においても第一次世界大戦時の CO 容認の要件が基本的に受け継がれたものの、寛容度を増す。日米開戦前の 1940 年に制定された選抜訓練徴兵法では、絶対平和主義の立場をとってきた特定の宗派のみに兵役免除を限定してきた従来の路線が転換され、宗派を問わず「宗教的教育および信念を理由」とする者に CO の権利が認められた。CO の拡大とはいうものの、「宗教」の枠は堅持された。宗教上の良心に基づく CO のみを容認する理由として、阿部は次のように記している。「そもそも宗教の本質は『神と人間』との関係を信じることであ

り、『人間と人間』との関係から生じる義務よりも高次の義務がそこに含まれ、(中略) 人間相互の相対的価値体系を拒否するためには、人は絶対的価値体系—『神と人間』との関係、に立たなければならない」と(阿部 1969: 129)。兵役免除規定における「宗教上の理由」の優越は、良心を宗教コードで語らねば兵役免除が認められないことを意味し、「良心は語れるのか」という難問を突きつける。拒否理由が「宗教的」なものである限りは許可され、政治的・社会的・哲学的・個人の単なる道徳律に関する場合は容認されない。また、宗教上の理由を容認すると言っても、戦争の良し悪しを選択した上での兵役拒否は認められない。

3.2 第二次世界大戦後のCOをめぐる転換—裁判闘争を通じて

アメリカは戦勝国のため戦前と戦後の体制の連続により、COをめぐり大きな変更を戦後に要請されなかった。第二次世界大戦時はそれ以前に比べ、兵役拒否の対象が拡大したものの、CO要件における「宗教上の理由」は堅固なままである。むしろ、質的転換は1970年前後に遅れてやってくる。第二次世界大戦後のアメリカのCOの変革は、一言でいえば、拒否理由として厳格に規定されてきた「宗教上の理由」をめぐる司法の場での攻防に見て取れる。従来の徴兵法が1947年に停止され、1948年に制定された選抜徴兵法でも「アメリカでCOが認められるための要件として、『宗教的修養と信念』、そして『いかなる形の戦争への参加も拒否すること』の二つ」が、1940年同様に規定されている(麻生 2000: 32-33)。したがって、「非宗教的信念」によるCOを否定する徴兵法の合憲性が問われ、裁判で争われる。これに対して連邦最高裁判所は、「宗教の意味を拡大解釈」し(笹川 1979: 120)、「非宗教的信念」によるCOをも権利として認めることで憲法判断を回避する(1965年の合衆国対シーガー事件判決、1970年のウェルシュ対合衆国事件判決など)。鈴木正彦はこうした一連の裁判を論考で扱っている。シーガーは最高存在(Supreme Being)を信じる有神論者のみに兵役拒否の資格を与えるのは、「信仰の自由」などの憲法条項に違反すると主張するが、最高裁は、本人の信条が「宗教たる役割を演じ、宗教として位置づけうるか否かを決定するのは本人である、という法理を採用し、憲法判断を下すことなく事実上『非宗教的』な平和主義へも兵役免除を開くこと」にする。「宗教的信念を自ら否認する平和主義者ウェルシュ」においても同様な読み替えをする。だが、あくまでも「選択的兵役拒否に対する兵役免除については厳然たる立場をつらぬいている」(鈴木 2007: 301)。つまり、「あの戦争」「この戦争」により、兵役拒否を判断する選択的兵役拒否は容認されない。

このように CO は、非宗教的信念による拒否者にも拡大することになるのだが、「いかなる形の戦争への参加も拒否する」のではなくベトナム戦争が鋭く問いかけた「汚れた戦争」に限定して兵役を拒否するといった「選択的 CO」は、連邦最高裁判決で明確に否定されている（1971年のジレット対合衆国事件判決）。ジレットは、なぜ特定の戦争に反対する者に兵役拒否が認められないのかを裁判により問いかけたが、ジレットの言い分は否定され、選択的兵役拒否はみとめられなかった。ジレットを支持した判事は1名のみで、この判事は、「戦争の正義・不正義を決定するという課題が国家のみならず、市民個々人にも委ねられていることを明言している」（鈴木 2007：301-302）。1970年の連邦最高裁の判決は「宗教」の外延を拡大することによって、実質的には個人的道徳など世俗的信条に依拠した兵役拒否にも寛容な対応を容認した。1970年代がアメリカの CO の分岐点になったのは、ベトナム戦争の反対運動をはじめとする平和を希求する動きや、国家の名のもとに行われる戦争が正義の戦争とはいえない事態に直面したためである。

戦後まもなくではなく 1970 年前後が CO 解釈の分岐点となったアメリカのパターンに、アメリカ独自の終戦の歴史、すなわち戦前の体制や価値を全面的に否定し戦後新たなスタートを鮮明にせねば国際社会に受け入れてもらえなかった西ドイツや日本と異なった戦後史が投影されている。

4. 西ドイツ―戦後の断絶、兵役拒否権を人権とみる寛容

西ドイツの兵役拒否問題については、市川ひろみ（1996, 1998）フルト（Führt 2004）小関達也（1996）などに依拠して論じていく。特記されるべきは、1949年に制定された基本法が、徴兵制が施行される7年も前に兵役拒否を恩恵ではなく権利としてうたいあげたことである。後述するように、主権の回復と再軍備が現実のものになると、1956年に基本法を改正し兵役義務の規定を設け、徴兵制をしなくことになる。2011年ドイツでは徴兵制が廃止され、職業軍人と志願兵から成る軍隊へと移行する。こうした時代を本稿では扱わないが、アメリカより範囲を拡大し、東西ドイツ統一の1990年代まで言及する。

本稿では、アメリカとは異なる戦後をスタートさせた西ドイツの CO をめぐる変遷に焦点をあてる。侵略の主体、独裁の象徴的存在としてのナチや軍隊との決別を可視化させ戦後をスタートさせることが要請された西ドイツの戦後の方向性が、CO を権利としていち早く基本法に明記したことに看取される。CO をめぐる西ドイツの革新性の理由として、市川ひろみは、「敗戦後の強い平和主義志向」「過

去との決別」などをあげ、以下のように説明する。ワイマール時代のシベリアン・コントロールの効かなくなった「国家内国家」と化した帝国国防軍とも、兵役拒否者を投獄・処刑し強制収容所に送ったナチス時代の軍とも異なった存在として、戦後西ドイツの再軍備はスタートせねばならなかった（市川 1998：173-174）。

前述したように、西ドイツは主権の回復と再軍備が現実のものになると、基本法を改正し兵役義務の規定を設け、徴兵制をしく。COについても審査制度を導入し、兵役免除の申請者を審査する委員会が設置される。このCOについての審査では、「良心」が大きな争点となり、当然のことながら「良心とは何か」「何の権限で他者の良心を審査しうるのか」といったアポリアが発生する。審査結果に不服の場合は行政裁判所への訴えの道が設けられていたものの、個人の内面の問題である良心を適切な言葉をもって語り文書化する「技能」が個人聴聞では要求され、また申請者がジレンマに陥ることを意図しているような難問がつきつけられた。そのため 1977 年には兵役義務法が改正され、CO に対する審査手続きを簡素化し、CO が良心に基づくものであることを「宣言」するだけで認められるようになる。

だが、これを批判する野党（CDU = ドイツキリスト教民主同盟）などの提訴により、連邦憲法裁判所が違憲判決⁸⁾を下したことにより、この法律は、わずか4ヶ月余りで適用されなくなり、口頭試問を含む審査制度は存続することになる。しかし、1983年に成立した新法による新制度では、申請書類に詳しい個人の履歴、良心による兵役拒否決断への動機づけなどの記入のほか、品行証明書添付などが義務づけられ審査委員会も復活するが、書面審査に限られることになる。

だが、市川によると、「良心の真実性の審査には憲法上の問題も伴うので」事実上の審査は放棄され、「書類に不備のある場合のみ承認されなくなったので、80年代には信仰によらない理由で兵役を拒否した人が半数以上」となったうえ、「承認率は85%以上であった」（市川 1998：181）。CO申請者の変遷をみると、1960年半ばすぎの、学生主体のベトナム反戦運動をはじめ、軍需産業をめぐる批判などを背景にCO申請が増大する。その増大ぶりを示す数値の一例を小関とフルトに依拠してあげる。1958年から1967年まで年間6000人以下だった申請者が、ベトナム反戦などを唱える学生運動の激しかった1968年には前年の2倍以上の1.2万人に膨れ、1991年の湾岸戦争時には前年の2倍の15万人以上となる。90年代には兵役適格者総数の3分の1がCOと認定され、福祉業務をはじめとする代替役務に従事した（小関 1996：63、フルト 2004：35-36）。申請者の増加とともに、認定率も上昇し、1990年代の認定率は95%となっており、審査制度は「事実上、

兵役拒否をはばむ壁にはほとんどなっていない」(フルト 2004: 41)。

1979年、東西ドイツへの中距離核ミサイル配備問題が表出し、西ドイツはまさに冷戦構造の真っ只中に置かれ、同胞たる東ドイツの人々と敵対する危険が可視化した。市川によると、核ミサイル配備反対の平和運動の高まりの中で、「核ミサイルが対峙するドイツでは、通常兵器の意味、延いては国防の意味そのものが薄れた」(市川 1998: 180)。核が使用されれば、死ぬときは敵も見方も一緒となる構図は、軍務を崇高な国民の義務と定めた条項を希薄化させ、軍務につくことの意義を若者に懐疑させる。冷戦終結後のドイツはEUの一員であることで、安全保障上の意義ひいては兵役の意義が変容しつつ、これはドイツに限ったことではないが、従来の国を単位として考えられてきたCOに新たな視点で取り組むことが求められた。

ナチズムが国家への反逆としてCOを処罰し収容所へ送ったドイツの歴史と、東西冷戦の真っ只中にあって国際平和を希求せずにはいられなかった西ドイツの軍事上地理上の位置は、アメリカとは異なるCOの仕組みを生み出した。西ドイツではCOをめぐる、アメリカとも日本との異なった限定付きながらも寛容な一類型を構成する。

5. 日本一戦後の断絶、兵役拒否問題の不在

5.1 徴兵忌避者の実態

アメリカ・ドイツと断絶しているのは、日本ではCOの数が圧倒的に少数で、戸籍改竄・逃亡・失踪・身体毀損などによる徴兵忌避が多かったことである。大江はいかに忌避者が多かったかを具体的にあげて記している。1881年、大山巖陸軍卿は徴兵逃れの多さを、長崎市長崎区の例をあげ、「全区中一人として徴集に応ずる者なしと云えり」と嘆いている(大江 1981: 68)。国民を徴兵に駆り出すことは、近代国家日本にとって至難の業であり、「徴兵は逃れるべし」が当たり前の庶民感情であった。だが時代が下るにつれ忌避の抜け穴は塞がれていく。

徴兵忌避をテーマとする菊地邦作の大著(1977)では、明治初期から敗戦に至るまでの徴兵忌避の実態を、議会資料などの客観的データのみならず、聞き取り調査をも踏まえ、国家と民衆の徴兵をめぐる綱引きとして論じている。菊地は、徴兵制からの逃亡者である徴兵忌避者を反体制の「勇者」と捉える。また、徴兵制をめぐる民衆の反応を民俗学的視点から照射したものに喜多村理子(1996, 1999)があり、地方の村落で行なわれていた「徴兵逃れ祈願」(徴兵検査で合格になった者すべてが兵役につくのではなく、その後クジ引きによって決められたため、村の若者

がクジに落ちて徴兵を逃られるように秘密裡に祈る)などを取り上げている。喜多村は民間信仰としての徴兵逃れ祈願については聞き取り調査などを通じて明らかにし、時代を生きた人々の共同体における徴兵忌避願望の表れを追いかけ、人々の心の底流にある表と裏の使い分けに着眼する。つまり、戦争を支援しているように映る戦時の武運長久祈願に隠されている民衆意識の屈折を読み取る。

身体毀損についてもあの手この手を民衆は使っているが、徴兵が民衆の生活を脅かす災難と受け止められ、そこからのがれようと徴兵を忌避する行為は普遍的現象であり、イタリアについては藤澤房俊(2004)、フランスについては西願広望(2000、2001)が取り上げているが、そこに記されている実態は日本の明治期の徴兵忌避かと思うほどである。時代が下るにつれて、日本では徴兵逃れが封じられ、やがて「一億玉砕」が合言葉となっていく。

戦時、徴兵を逃れるために行方をくらました人々は「非国民」とみなされ、行方不明者をだすことは「村の不名誉」とされた。これを回避するために役場の兵事係りが、村人のプライベートな日常レベルまで入り込んで職務を拡大していく様子が、聞き取り等を通じて、小澤真人・NHK取材班(1997)が明らかにしている。インテリ層は特殊なメンタリティーを保持し、徴兵忌避をやり抜くための情報も多く入手していたようである⁹⁾。「非国民」「卑怯者」との否定的眼差しを内面化した徴兵忌避者は、こうした否定的な自己認識を戦後もなお保持していたことは、菊地(1977)喜多村(1996、1999)が明らかにしている。

5.2 戦前と戦後の断絶

「バンザイ突撃」「特攻」「戦陣訓」「玉砕」「軍神」「英霊」といった語をもって、兵士が受容を期待されていた死生観の特異性が際立っている。河野仁(2001)のタイトル『<玉砕>の軍隊、<生還>の軍隊』は、日本軍とアメリカ軍の差異を象徴している。戦争が悲惨化すればするほど、文字通り国家のために死ぬる国民、そしてその悲惨化に耐える精神力が必要とされる。日本では1873年以来1945年まで徴兵制が途絶えることがなかった。兵役拒否を認めず¹⁰⁾、軍隊が露骨な人民抑圧装置として存在した日本であったからこそ、戦後、西ドイツ同様に日本にとっても民主主義国家として新しいスタートを切るため、軍隊の抑圧性・暴力性を徹底的に内省するプロセスが不可欠な課題であったといえよう。だが、日本は戦争をそして戦争遂行装置としての軍隊そのものを放棄することで、徴兵制の存在基盤を消滅させた。日本の戦争放棄という崇高な理念を、最上敏樹は集団的安全保

障構想を保持する国連を超えたものとみて、「非戦型安全保障構想」に基づき非戦を貫くことが「国家間関係における良心的兵役拒否の主張」であり、「良心的兵役拒否国になることこそが、憲法の論理の必然的帰結なのではないか」と記す（最上1990：32）。憲法第9条の理念の崇高さを思ったとき、そこに到達するために戦後日本は自国の軍隊の暴力性のみならず、アジア諸国に対する侵略行為の内在的批判を自国に向け厳しく問いかけなければならなかったはずであるが、真摯な問いかけをしてきたといえるのであろうか。

6. 結び

アメリカは、極めて少数の絶対平和主義を貫く特定の宗派の教徒に限定してCOを「権利」ではなく「恩恵」として認めてきた。すなわち、武器をもって戦うことを宗教上の理由から拒否する者に厳格に限定し、特別措置として兵役免除を容認した。だが、こうした「伝統」は国家と特定宗派との間の「協定」を成立させた後は、両者間には「緊張」より「調和」があったと指摘されている。アメリカのCOをめぐる歴史は、2つの段階を経る。1つは絶対平和主義の少数派の超俗的宗派のみに容認されてきたCOの「特権」を、いかに他の宗派にも拡大するかという量的拡大であり、いま1つは「宗教上の理由」からのみに良心を限定してきた「宗教枠」を超えて、世俗の良心を許容するとの質的転換である。宗教上の理由のみをCOの理由として優越させるアメリカの「伝統」は、戦後も貫かれ質的転換が起きたのは、ベトナム反戦の動きが激しくなる1970年代頃である。戦前と戦後の連続が可能だったのは、アメリカが戦勝国で戦前の体制を温存しうる立場にいたからであり、第二次世界大戦を「ファシズム対民主主義」の戦いに単純化すれば、アメリカは常に後者の側に立ち「義戦」を戦ったとされていた。ところが、「義戦」とは呼べない「汚れた戦争」とされたベトナム戦争は、生命をめぐる国家と個人の対立を可視化させ、宗教上の理由からのみ「反戦」をとらえうとする「伝統」に対し、なぜ宗教上の良心だけに特化させうるのかの問いを開示させ、司法の場へと持ち込ませた。その結果、宗教に依拠しない「個人」の信念としての「非宗教的世俗の良心」の声に忠実な兵役拒否者をも容認するに至る。

西ドイツにおいては、エホバの証人の信者を含むCOが処罰され強制収容所に送られるなどのナチの弾圧や迫害が、戦後明るみに出て世界を戦慄させた。異端視されてきたエホバの証人こそが、徹底した「抵抗者」であり続けたとの歴史は、ナチをめぐる宗教のあり様を問い詰める。戦後、侵略した近隣諸国への贖罪の実行を通

じて非ナチ化を可視化させることが、国際社会に復帰するのに不可欠とされた西ドイツにおいて、徴兵制がしかれる以前に基本法において、COが個人の「権利」として規定された。COの理由をアメリカのように厳格に宗教上のものに限定しない寛容さが、西ドイツの戦前戦後の断絶を意味した。その後、兵役拒否申請者の審査をめぐって「良心」を言語化するなどの要求を申請者に突き付けるなどが問題とされる時期をへて、やがて申請者のほとんどが兵役拒否を「権利」として認められるに至る。

日本においては、異端とされてきた灯台社（エホバの証人）の信者は、上官への武器返上など抵抗を貫くが、COは圧倒の少数派にすぎず、法廷で発したとされる主宰者明石順三の「1億対5人の闘い」は、序でも触れたように、大げさな表現とはいえない。日本では、COによる抵抗が皆無に近い中で、民衆の中から戸籍改竄・身体毀損・失踪・逃亡といった徴兵忌避が起きたが、こうした手法での徴兵忌避の道も塞がれていく。ドイツと同様に、戦後の日本が民主主義国家として新たなスタートを切るには、戦前の軍国主義、全体主義体制を180度転換させることが不可欠であった。兵役拒否者をどう扱うかは、人民抑圧装置、軍国主義の温床とされた軍隊をどう改革するかに連動する重要課題であったはずだが、軍隊の全面解体、憲法の戦争放棄条項によって、徴兵制は存在基盤そのものを消滅させ、兵役拒否を個人の「権利」として認めるかどうかは戦後日本において問題を構成しなくなる。日本が平和憲法からえた恩恵は計り知れない。最上敏樹は「憲法の安全保障構想は、徹底した自己抑制の原理に立ち、暴力の蔓延する世界であるからこそ自らは決して暴力を用いないとするものだった」。つまり「非戦型安全保障構想を根本原則とした点において、日本国憲法は国連憲章を超えていたということである」と記している（最上1990:31-32）。しかし、今日、日本の自衛隊の戦力は世界有数の域に達していることは知られている。日本は戦争放棄条項を通じて、あらゆる兵役拒否問題を無化する軍隊の解体で戦後をスタートさせた。しかし、過去の侵略行為・非人道的行為を内省し議論をつくしたのちにたどり着くともいえる「戦争放棄」という崇高な理念に至る道を、日本はたどったかと問われたらどう応答しうるのであろうか。

最後に、2つの視角を再確認したい。

1つは、兵役拒否問題は、国家と個人の関わりを問い掛けるアボリアであるが、戦争放棄条項は世界に先駆けてこの問題の土俵から日本を降ろさせ、問題設定そのものを無化するという革新性をアピールした。他方、戦後日本は、この問題の発生の可能性を消滅させて戦後のスタートを切ったために、西ドイツやアメリカのように、CO容認をめぐる国家と個人の緊張関係の問いかけを無化した。西ドイツにおける兵役拒否申請の審査会設置をめぐる戦後の攻防、そしてアメリカの強

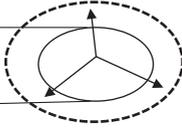
固な砦であった「宗教上の良心」規定をめぐる司法の場での攻防のように、個人と国家の利益が対峙するアポリアと日本は無縁であった。だが、こうした問題と無縁でいられることが幸運でもありともいえる。というのは、日本が、兵役拒否を前にいわば思考停止し（え）たからである。だが、戦争放棄という崇高な理念を、過去の日本軍による非人道的暴力への深い内省により手にしたとはいえない。日本の戦後が平和条項によってスタートしたことで、アメリカやドイツのような兵役拒否をめぐるアポリアに対峙せずに済んだことは、いわばヤヌスの顔をもつ。

いま一つは、戦時日本においては、国家のために生命を投げ出すことを強いる死生観が力をもつ中で、自己の生命に執着するエゴまるだしの徴兵忌避という行動は、本人の自覚・無自覚に関わらず、「反体制」「抵抗」の一形態であったといえよう。アメリカの「伝統」にのっとった宗教上の理由によるCOの方が、当時、体制にとっては妥協的調和的であったと見れば、日本の徴兵忌避者がむしろ「抵抗者」だったかもしれないとの逆転の視角が開けてくる。

アメリカ・ドイツ・日本の兵役拒否をめぐる戦前・戦後の変容を簡略化して図式化したのが、図表1である。

表1: アメリカ・ドイツ・日本の三国の兵役拒否をめぐる変遷

| | アメリカ | ドイツ | 日本 |
|---|--|--|---|
| 第二次世界大戦 | 連合国 = 戦勝国 | 枢軸国 = 敗戦国 | 枢軸国 = 敗戦国 |
| 軍人死亡者及び行方不明者数／入隊者合計（比率） 出典：Ellis (1993 : 253-254) | 405,400 / (2.5%) | 3,250,000 / (18.2%) | 1,740,000 / (19.1%) |
| 戦前・戦時のCOの基本的扱い | 建国以来、絶対平和主義の立場をとる特定のプロテスタント宗派に限定して、COを「恩恵」としての容認。 | ナチにおいては、COは犯罪者（強制収容所送りにされたエホバの証人など） | 兵役拒否者 = 犯罪者（COは極めて少数で大半は徴兵忌避者） |
| 第二次世界大戦後のCOの扱い | 量的拡大 太平洋戦争開戦間近、絶対平和主義の宗派のみに「恩恵」として認めてきたCOを他の宗派にも拡大したが、宗教上の理由の枠は堅持、量的拡大実現。 | 質的転換 基本法第4条によって、個人の良心による兵役拒否を「権利」として容認、宗教上の理由に限定せず、世界で最も革新的といわれる規定により戦後の断絶を可視化。 | 問題自体を無化 憲法第9条により、紛争解決のための武力行使そのものを放棄、「軍隊否定」により、兵役拒否問題の成立を無化。 |

| | アメリカ | ドイツ | 日本 |
|------------------|--|--|----------|
| 第二次世界大戦 | 連合国＝戦勝国 | 枢軸国＝敗戦国 | 枢軸国＝敗戦国 |
| 1970年代以降のCO容認の動き | 質的転換 1970年前後の連邦最高裁判決により、兵役免除申請理由を宗教上の良心に限定してきた路線が転換、非宗教的良心による申請容認、背景にベトナム反戦運動。 | 量的拡大 兵役拒否申請者の審査を行なう審査方式の簡素化によって、80年代、90年代と申請者数および承認率上昇、軍務より福祉業務に就くことを評価する世論、背景にベトナム反戦、国内核ミサイル配備反対運動。 | 同上 |
| 兵役拒否の容認の拡大の図式 | <p>小円＝歴史的絶対平和主義の少数の特定宗派に限定 中円＝他宗派も容認への量的拡大、宗教枠は堅持される 大円＝非宗教的理由も容認への質的拡大</p> <p>色の塗られている範囲は宗教的良心に限定されている。色が薄くなるほど宗教枠の規定が拡大。太い枠は非宗教的良心を容認するか否かの断絶を意味する。</p>  | <p>小円＝宗教のみでなく、非宗教上の理由による兵役拒否も容認・「アメリカの大円」からのスタート 大円＝審査の簡素化を通じて申請容認の寛容度が増し量的拡大</p> <p>宗教枠を設けず世俗的良心を受け入れた。大円の枠が点線なのは、世俗的良心の受け入れが容易化してハードルが低くなったことを意味している。</p>  | 問題を形成せず。 |

〈註〉

- 1) 「良心的兵役拒否」「徴兵忌避」については、以下の寺島俊徳の定義に依拠する。「良心的兵役拒否とは、宗教的・道徳的信条によって兵役を拒否する行為を意味する。それは自己の行為を公に示し、処罰を受けることを覚悟してなされるが、それが制度化されている国では厳しい審査ののち認められれば代替業務に就くことによって兵役を免除されるのが通例である。一方徴兵忌避とは、さまざま手段を用いて兵役を逃れる行為である。これは、隠れてなされる行為であり、参戦することから消極的に逃避を図ろうとしている」(寺島 1992:17)。「良心的兵役拒否」の「良心」の2文字をつけず「兵役拒否」と記述する場合は、兵役拒否の外延を広げ、宗教上のみに限定せず世俗的なものも含むことにする。また、文脈によっては徴兵忌避をも含め、広義の概念とする。
- 2) 統一前のドイツについては日本やアメリカとの比較を組上に載せるため、ここでは統一前の西ドイツを扱う。呼称については、ドイツ連邦共和国ではなく略称「西ドイツ」に統一する。東ドイツについても略称を使用する。
- 3) エスピン＝アンデルセン (Esping-Andersen) は、類型化の有効性を「無数の木ではなく森を見る助けとなる」「論理的連関や、おそらく因果関係さえ」つかめる、「仮説の提出や検証にとって有益な手段」としながらも、問題点として「その簡便さがニュアンスを犠牲に」している、「本来的に静観的」「類型化が提供するものは、ある場所ある時代の瞬間的なスナップ写真のようなもの」(略)したがって、「歴史が静止しているかぎりでのみ、有効であるにすぎない」と記している (Esping-Andersen 1999=2000 : 115)
- 4) 「養子縁組は、合法的徴兵逃れ的手段としてひろく利用され、徴兵養子・兵隊養子という言葉が公然と使われていた。(中略) なにがしかの金額を支払い、養子の籍を買いとるかのが、後家養子である」(大江 1981:70)。戸籍改竄などが行なわれたが、明治 22 年の徴兵令改正で「家」制度による免除は全廃された。
- 5) 北御門二郎は、トルストイの絶対平和主義に傾倒していたもののクリスチャンでもある。「一家総がかりでの説得工作」にもかかわらず逮捕される覚悟で兵役拒否を貫こうとしたが、結果は「精神を病む者」と判定され検査を免れている (北御門 2009 : 69.73)。
- 6) 灯台社の戦時下の抵抗については、稲垣 (1972、2002) を参照。植民地朝鮮でも 1938 年頃から信者の弾圧・逮捕が始まり、日本では 1939 年に一斉検挙され、過酷な取り調べや裁判が続く。1942 年の 1 審では、明石順三と妻静栄が懲役 12 年、他の 50 名をこえる関係者も全員懲役の判決が下された。だが、転向者には執行猶予が付いた。「一億対五人の闘い」は、その裁判での明石順三の言葉とされている。ここでいう 5 人とは、最後まで信仰を守り抜いた明石夫妻と元看護婦の女性、そして朝鮮人青年 2 名計 5 名を指す。5 名のうち 2 名が獄死している (稲垣 2002 : 66-67)。
- 7) 加藤陽子は、「日本人にとって反戦思想というものは昔からあったのではないか」とする鶴見俊輔の問いかけを評価し、「少数の先覚者の名前を列挙し、それ以外については、良心的兵役拒否の伝統が欧米にはあったのだが日本にはそれが欠如していた、との嘆きのトーンですましてきた」と指摘し、日本の文化に反戦思想の萌芽を見出ししていく視角の重要性を提示する (加藤 1999 : 138)。
- 8) この判決については、笹川 (1979) を参照。
- 9) 小田切秀雄は、徴兵逃れのために計画的に減食し、「わたしは一月から六月までに十二キロやせて (略) 顔色もわるく、これなら第三乙にもぐりこめるかもしれないと思った」と書いている。周囲では徴兵検査の前に醬油をのむとか、寒天ばかりを食べるといとか、ナマズを食べよ、

とかさまざまなことがひそかに伝えられていたとあり、実際、友人の加藤周一や白井健三郎は寒天ばかりを食べたと記されている（小田切 1984：289-290）。こうしたことが「ひそか」に行なわれたとは言え、情報を交換し合う場、ネットワークのようなものをインテリ層が持っていたであろうこと、また、その情報量も一般の人より多く入手できたであろう。

- 10) 日本でも貧困家庭に対する兵役免除規定が存在していたが、昭和9年の東北大飢饉以後の昭和11年には、むしろ全国で617人いた免除者が300名に減っている。さらには、正確には2年間の徴集猶予にすぎず、生活貧窮を理由とした兵役免除対策はきわめて貧困であった（菊地 1977：266-267）。

〈文献〉

- ・阿部知二, 1969, 『良心的兵役拒否の思想』岩波書店.
- ・麻生多聞, 2000, 「平和の人権的構成に関する考察—良心的兵役拒否権と平和的生存権の比較」『早稲田大学大学院法研論集』94：25-47.
- ・Ellis, John, 1993, *World War II A Statistical Survey: The Essential Facts and Figures for All the Combatants*, New York: Facts on File.
- ・Esping-Andersen, G., 1999, *Social Foundation of Postindustrial Economics*, Oxford: Oxford University Press. = 2000, 渡辺雅男・渡辺景子 訳『ポスト工業経済の社会的基礎：市場福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.
- ・フルト, フォルカー (Fuhr, Volker) 田中美由紀訳, 2004, 「徴兵制と良心的兵役拒否—ドイツの場合」佐々木陽子 編著『兵役拒否』青弓社, 33-48.
- ・藤澤房俊, 2004, 「近代イタリアの国家形成と徴兵制度」佐々木陽子 編著『兵役拒否』青弓社, 133-162.
- ・市川ひろみ, 1996, 「身近な“兵役拒否”者」『第二期戦争責任』2：29-38.
- ・市川ひろみ, 1998, 「ドイツ連邦共和国における兵役拒否：良心の決断から社会福祉へ」『広島平和科学』21：171-189.
- ・稲垣真美, 1972, 『兵役を拒否した日本人—灯台社の戦時下抵抗』岩波書店.
- ・稲垣真美, 2002, 『良心的兵役拒否の潮流—日本と世界の非戦の系譜』社会批評社.
- ・伊藤貴雄, 2003, 「思想としての兵役拒否：近代国家思想に関する一つの試論」『東洋哲学研究所紀要』19：222-255.
- ・笠原芳光, 2004, 「良心的兵役拒否を考える」佐々木陽子 編著『兵役拒否』青弓社, 19-32.
- ・加藤陽子, 1999, 「反戦思想と徴兵忌避思想の系譜」青木保 ほか編『近代日本文化論6 戦争と軍隊』岩波書店, 133-152.
- ・河野仁, 2001, 『＜玉砕＞の軍隊、＜生還＞の軍隊：日米兵士が見た太平洋戦争』講談社.
- ・菊地邦作, 1977, 『徴兵忌避の研究』立風書房.
- ・北御門二郎, 2009, 『ある徴兵拒否者の歩み—トルストイに導かれて』みすず書房.
- ・喜多村理子, 1996, 「徴兵逃れ祈願」『民俗と歴史』27：24-28.
- ・喜多村理子, 1999, 『徴兵・戦争と民衆』吉川弘文館.
- ・小関達也, 1996, 「ドイツ連邦国防軍と徴兵制」『レファレンス』543：61-65.
- ・松山健二, 1992, 「諸外国の良心的兵役拒否の状況」『レファレンス』492：89-95.
- ・Mills, Charles W., 1959, *The Sociological Imagination*, New York: Oxford University Press. =1995, 鈴木広 訳『社会学的想像力』紀伊國屋書店.

- ・最上敏樹, 1990, 「良心的兵役拒否国の証のために」『世界』547: 23-34.
- ・小田切秀雄, 1984, 「ロシア文学の魅力、徴兵検査」『すばる』100: 278-291.
- ・大江志乃夫, 1981, 『徴兵令』岩波書店.
- ・小澤真人・NHK取材班, 1997, 『赤紙: 男たちはこうして戦場へ送られた』創元社.
- ・笹川紀勝, 1979, 「良心的兵役拒否」『法律時報』51(6): 112-125.
- ・佐々木陽子編著, 2004, 『兵役拒否』青弓社.
- ・西願広望, 2000, 「ナポレオン帝政期のセース＝アンフェリウール県における徴兵忌避と脱走」『歴史学研究』735: 18-34.
- ・西願広望, 2001, 「総裁政府期から帝政末期までの仮病、公務員買収などによる徴兵逃れ」『史苑』61(2): 7-28.
- ・鈴木正彦, 2007, 「良心的兵役拒否論に見るリベラルデモクラシーの規範的前提—平和的生存権との関連で」『政治思想研究』7: 297-322.
- ・寺島俊徳, 1992, 「兵役拒否の思想」『大阪府立大学紀要人文・社会科学』40: 17-32.
- ・Walzer, Michael, 1970, *Obligation: Essays on Disobedience, War, and Citizenship*, Harvard College =1993, 山口晃 訳『義務に関する11の試論: 不服従、戦争、市民性』而立書房.